

その他サービス	サービス名	内 容	サービス料金の例 (※利用者は料金の1割を負担します)
		痴呆対応型共同生活介護 (グループホーム)	比較的安定した痴呆の方が共同生活をする住居において、入浴、排泄、食事などの介護が受けられます。
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、介護などの日常生活の世話、機能訓練、健康管理などが受けられます。	●平均利用月額 323,000円 ※要介護度や施設によって利用月額が異なります。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とする方が入所し、医学的管理下における介護、看護、リハビリテーションなどが受けられます。	●平均利用月額 349,000円 ※要介護度や施設によって利用月額が異なります。
	介護療養型医療施設 (療養病床など)	長期にわたって療養が必要な方が入所し、療養上の管理、看護医学的管理下における介護などの世話、リハビリテーションなどが受けられます。	●平均利用月額 451,000円 ※要介護度や施設によって利用月額が異なります。

平成15年度から65歳以上の方の 介護保険料はこうなります



65歳以上の方の保険料は、平成15年から17年度までの3年間の町全体の介護サービス量の見込みに基づいて算出します。(3年間の保険料の基準額(年額)は、30,000円となります。)

保険料の年額(15年度)は以下のようになります。

区 分	対 象 者	算 式	保険料額(年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で町県民税世帯非課税	基準額×0.5	15,000円
第2段階	世帯全員が町県民税非課税	基準額×0.75	22,500円
第3段階	本人が町県民税非課税	基準額×1.0	30,000円
第4段階	本人が町県民税課税で合計所得金額200万円未満	基準額×1.25	37,500円
第5段階	本人が町県民税課税で合計所得金額200万円以上	基準額×1.5	45,000円

※本人・世帯員の所得によって5段階にわかれます。

※改正点 第4段階と第5段階の境界となる所得金額が250万円から200万円に改正されました。

問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎1211 内線1721・1722